

くらしの安心情報

情報ファイル NO.102

平成 23 年 1 月 12 日

電力会社を^{かた}騙り来訪した業者と「太陽光発電システム」を契約したが、解約したい。

相談内容

【相談者 60代 男性】

1週間前に電力会社の関連会社を名乗る業者が自宅に訪問し、請求明細書を見て「電気代が高すぎる。太陽光発電システムを設置すれば、月1万円以上安くなる。ローンを組んでもすぐに元はとれる。」と説明され、320万円で契約しました。昨日、他の電器店から「オール電化にしなければメリットは少ない。」と言われたので、高額でもあり解約したいのですが…。

対処方法

最近、電力会社の委託業者や関連業者だと名乗り、消費者を信用させて、太陽光発電システム等の高額な契約を結ばせるトラブルがあります。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ()が出来るので、クーリング・オフの通知を出すよう助言しました。
 - ・ 訪問販売や電話勧誘があった場合は、相手方の身分と用件をしっかり確認することが大切です。
 - ・ 太陽光発電システムの導入には高額な費用がかかることなどから、設置にあたっては、実際に納得できる投資効果が得られるかどうか情報収集し、十分に検討してから契約をしましょう。
 - ・ 万一、トラブルになった場合は、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。
- ()訪問販売や電話勧誘販売など法律で定められた取引について、一定の期間内(この場合は8日間)であれば、無条件で解約できる制度。

電気代が安くなり
ますよ



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890